

藤沢市特別な理由による任意予防接種費用助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、予防接種法（昭和23年法律第68号。以下「法」という。）の規定に基づく定期の予防接種を受けた者が、骨髄移植等の医療行為により免疫を消失し、再度、任意で予防接種を受ける場合（以下「再接種」という。）に伴う費用を助成することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

第2条 予防接種の費用の助成対象者は、再接種を受ける日において、市内に住所を有する者のうち、骨髄移植等の医療行為により、接種済みの予防接種の効果が期待できなくなったと医師に判断された者とする。

(対象となる予防接種)

第3条 助成の対象となる予防接種は、次に掲げる要件をすべて備えるものとする。

- (1) 法第2条第2項に規定するA類疾病に係るものであること。
- (2) 使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）の規定によるものであること。
- (3) 予防接種法施行規則（昭和23年厚生省令第36号）第2条の6の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあつては、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまで、同表に掲げる特定疾病以外の予防接種にあつては、20歳に達するまでの間の接種であること。

(助成額及び限度額)

第4条 市は、次に掲げる委託料単価を上限として、再接種を受けた者が当該再接種に要する費用として医療機関に支払った金額を助成する。

- (1) 法第2条第2項（第11号を除く。）に係る予防接種 市外指定医療機関で予防接種を実施した場合に本市が当該医療機関に対して支払う予防接種の接種日における委託料単価
- (2) 法第2条第2項第11号に係る予防接種 市内指定医療機関で予防接種を実施した場合に本市が当該医療機関に対して支払う予防接種の接種日における委託料単価

(接種方法等)

第5条 再接種を希望する者は、接種を受ける前に、再接種実施依頼書交付申請書(第1号様式)に次に掲げる書類を添付して市長に申請し、再接種実施依頼書(第2号様式)の交付を受けなければならない。

(1) 特別な理由による任意予防接種費用助成に関する理由書(第3号様式)

(2) 骨髄移植等の特別な理由が生じる以前の予防接種の履歴の写し

2 前項に規定する再接種実施依頼書の交付を受けた者は、当該依頼書を医療機関に提出の上受診するものとする。

3 再接種実施後、予防接種の実費を当該医療機関に支払うものとする。

再接種を受けた者は、再接種に要した費用の全額を当該医療機関に支払うものとする。

(助成の申請)

第6条 前条の規定により予防接種を受けた者又は法第2条第7項に規定する保護者(以下「被接種者等」という。)は、当該予防接種を受けた日から起算して1年を経過する日までに、藤沢市特別な理由による任意予防接種費用助成金交付申請書(第4号様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請するものとする。

(1) 領収書の写し又は予防接種費用を支払ったことを証する書類

(2) 予防接種予診票又は当該履歴が確認できるものの写し

(決定の通知)

第7条 市長は、前条の書類を受理したときは、その内容を審査し助成金の交付又は不交付を決定し、次に掲げる通知書により被接種者等に通知するものとする。

(1) 交付決定の場合 藤沢市特別な理由による任意予防接種費用助成金交付決定通知書(第5号様式)

(2) 不交付決定の場合 藤沢市特別な理由による任意予防接種費用助成金不交付決定通知書(第6号様式)

(助成金の請求等)

第8条 助成金の交付決定を受けた者は、速やかに藤沢市特別な理由による任意予防接種費用助成金請求書兼口座振込依頼書(第7号様式)を市長に提出し、助成金を請求しなければならない。

2 市長は、前項に規定する請求があったときは、請求日から起算して30

日以内に助成金を交付する。

(助成金の返還)

第9条 市長は、偽りその他不正な行為により助成金の交付を受けた者があると認めるときは、その者に交付した助成金の全部又は一部の返還を求めらるものとする。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(適用)

2 この要綱による助成は、令和2年4月1日以降に再接種実施依頼書の交付を受け、実施される予防接種について適用するものとする。

(検討)

3 市長は、令和7年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。